

Ⅲ 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。詳しくは各問い合わせ先でご確認ください。

税の種類		地縁団体の許可を受けた法人		問合せ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割…課税免除 法人税割…非課税	均等割と法人税割額課税	前橋市市民税課 027-898-6202
	固定資産税	固定資産税の評価で課税 減免措置有り	固定資産税の評価で課税	前橋市資産税課 027-898-6216
県税	法人県民税	均等割(年2万円)のみ課税 法人税割…非課税	均等割と法人税割額課税	群馬県税事務所 027-234-1800
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税(集会施設などの公共施設不動産減免措置有り)		
国税	法人税	非課税	課税	前橋税務署 027-224-4371
	登録免許税(不動産登記時)	課税(減免補填措置有り)	課税	

用語解説

- *均等割り 市県民税は、ある一定以上所得がある人は全員同じ金額を負担する「均等割」…
- *法人税割 法人が得た、各事業年度に所得にかかる税金です。
- *法人税割額課税 法人の儲けに対する課税される税金、個人住民税の均等割と同じように、儲けの